

2月12日(水)～
3月17日(月)

税の確定申告

間もなく、町・県民税の申告と所得税確定申告の時期を迎えます。申告日程、会場を「確認の上、申告してください。」

申告は納税者自ら前年1年間の所得を計算し、3月17日(月)までに記入して提出するものです。申告と納税は正しくお早めに！

◎問い合わせ：税務課
☎ 46-5563

重要 申告にかかる注意事項

- 1 申告を行う際は原則として、収入、支出を科目ごとに整理した書類(帳簿など)と、これらを証明する書類(領収書など)を持参しなければなりません。
書類(帳簿など)を整理記帳していない場合や、書類に不備がある場合には申告を受け付けることができません。
なお、申告書類の整理記帳(収支内訳の作成等)が済んでいる皆さんの待ち時間を短縮するため、受け付けで申告書類等を提示していただき書類が作成済みのみを申告相談へお通しします。
(作成済書類の提示がない場合は受付できません)
- 2 申告は原則として、申告者本人が行わなければなりません。やむを得ない事情により代理の人(ご家族)が申告される場合は、申告について説明できるよう、事前に内容を確認した上で申告してください。
- 3 対象行政区等の日に都合のつかない場合は、対象行政区等以外の日に申告することも可能ですが、対象行政区等の人を優先的に受け付けすることになりますのでご了承ください。
- 4 農業所得用の収支内訳書を作成するための収支計算書が必要な人は役場税務課と岩手南農協平泉支店、長島支店の窓口へ備えてありますのでご利用ください。
- 5 収支内訳の作成や申告についてご不明な点がありましたら、申告期間前に最寄りの税務署や税務課へ事前にご相談ください。
- 6 土地建物の譲渡や株式についての申告など複雑な内容の申告は、2月中に税務署へ相談、申告されることをお勧めします。

町・県民税の申告

申告が必要な人

- ①平成26年1月1日現在、町内に住所を有し昨年1年間に収入があった人
 - ②町内に事務所や事業所、家屋敷がある人で町内に住所がない人
 - ③給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の人
 - ④昨年1年間に収入がなかった人で、次に該当する人
 - ▽生活保護法による生活扶助を受けている人
 - ▽国民健康保険や後期高齢者医療制度、介護保険に加入している人
 - ▽県単独医療費助成事業(乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭)を受けようとする人
 - ▽町営住宅、保育所などを利用している人
 - ▽所得証明の必要な人
- ※ 申告は国民健康保険税、後期高齢者医療制度保険料、介護保険料の算定資料となりません。確定申告書を提出した人は、町県民税の申告は必要ありません。

申告の日程表

期 日	対 象
2月12日(水)	肉用牛・乳用牛生産者
13日(木)	肉用牛・乳用牛生産者
14日(金)	肉用牛・乳用牛生産者
17日(月)	1・3区
18日(火)	2区
19日(水)	4・5区
20日(木)	6区
21日(金)	7区
24日(月)	8区
25日(火)	9区
26日(水)	10区
27日(木)	11区
28日(金)	12区
3月3日(月)	13区
4日(火)	14区
5日(水)	15区
6日(木)	16区
7日(金)	17区
10日(月)	18区
11日(火)	19区
12日(水)	20区
13日(木)	21区
14日(金)	予備日(受け付けは12時まで)
17日(月)	〃

- ◎受付時間…8:30～12:00、13:00～15:30
 - ◎相談時間…9:00～12:00、13:00～終了時
 - ◎場 所…役場2階201会議室
- ①予備日の2日間は例年、大変混雑するため午前中のみ(12:00まで)の受け付けとなりますのでご注意ください。
②農業所得を含めた全ての事業所得の計算方法が収支計算となったため、申告時間が長引いています。
また申告会場は例年大変混雑しますので、税務署が開設する申告書作成会場などをご利用ください。
③青色申告以外の人でも申告の内容によっては税務署に案内する場合があります。

申告を必要としない人

- ①年金受給者
 - ▽前年中の収入が年金のみで次に該当する人(所得税の還付を受けようとする人を除く)
 - ▽65歳未満の人(25年12月31日現在)：年金収入が70万円以下の人
 - ▽65歳以上の人(25年12月31日現在)：年金収入が120万円以下の人
- ②給与所得者
 - ▽給与などの所得を1カ所のみから受給されている人で、次の全てに該当する人(所得税の還付を受けようとする人を除く)
 - ▽給与や賃金、報酬を1カ所のみからの受給で、そのほか

申告に必要なもの

- ①申告書用紙
 - ▽申告書用紙は前年に町県民税申告をした人に郵送されます。(給与報告書提出者含む)
 - ※ 申告書用紙は前年に町県民税申告をした人に郵送されません。必要ない人でも「申告が必要ない人」に該当する人は申告が必要で、税務課に備えてある用紙で申告してください。
- ②印鑑
- ③申告者本人の預金金融機関名

と口座番号

- ④所得の内訳が分かる資料
 - ▽給与や年金収入のある人は、給与所得や公的年金などの源泉徴収票
 - ▽個人年金などを受け取っている人は、その支払調書
 - ▽生命保険や損害保険を受けた人は、その支払調書
 - ▽農業、営業、不動産などの収入のある人は、所得計算に必要な資料
- ⑤所得控除の内訳が分かる資料
 - ▽国民健康保険税などの領収書、農業者年金、介護保険料などの支払いを証明するもの、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
 - ▽生命保険、個人年金および

- 地震保険、旧長期損害保険などに加入している人は、その保険料の控除証明書
 - ▽勤労学生控除を受ける人は、在学証明書
 - ▽障害者控除を受ける人は、障害者手帳
 - ▽医療費控除を受ける人は、治療費などの領収書と補てん金の額が分かる書類(医療費は個人ごとに受診した病院の合計額と通院費用をあらかじめ計算してください)
 - ▽寄付金控除を受ける人は、その証明書
- ※ なお申告書の記載に当たっては、申告書用紙と併せて郵送される「町県民税申告について」を参照ください。